

鳥取市公的病院等不採算医療支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、救急医療の確保及び地域医療の充実を図るため、救急医療の不採算医療を担う公的病院等に対し、運営に要する経費として補助金を交付することについて、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公的病院等」とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等のうち、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号。以下「特別交付税省令」という。）第2条第1項第1号の表第45号の規定により総務大臣が定めるものが開設する病院をいう。

(補助対象事業者)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業者は、鳥取市内にある公的病院等で、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第2条第1項の規定により告示された救急告示病院とする。

(補助対象期間)

第4条 本補助金の交付対象期間は、特別交付税省令に基づき、不採算医療を担う公的病院等の運営に要する経費に対する本市からの助成に対し、公立病院に準じて特別交付税が措置される期間とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、救急医療に係る不採算医療の実施に要する経費とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費から当該補助対象経費に係る事業の実施に伴う収入の額を控除した額に10分の10を乗じた額以内で算定し、特別交付税省令第2条第1項第1号の表第45号の算定方法の欄に規定する救急医療を要する傷病者のための専用病床数に応じて算出した額に補助率2分の1を乗じて得た額を限度額として、予算の範囲内で交付する。

(補助金の交付申請)

第7条 本補助金の交付を受けようとする公的病院等の設置者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、規則第4条の補助金等交付申請書に次に掲げる書類

を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 規則第4条第1号の事業計画書
- (2) 規則第4条第2号の収支予算書(様式第1号)
- (3) 申請年度における4月1日現在の救急専用病床配置図面及び病床数が分かるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める承認を要しない変更とは、次に掲げるものの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号のその他市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定に基づく実績報告書は、事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告に添付すべき同条第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月20日から施行し、平成27年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年11月14日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年8月15日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月20日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

様式第1号（第7条、第10条関係）

年度鳥取市公的病院等不採算医療支援事業収支予算（決算）書

（病院名）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減	備 考
市補助金				
自己財源				
そ の 他				
合 計				

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	差引増減	備 考
合 計				